

ものづくり相互研さん活動事業募集要項

1 事業の概要

(1) 事業名

ものづくり相互研さん活動事業

(2) 目的

東北6県では、企業の改善の眼を養い、「教え・教えられる」気運を醸成しながら生産性向上等を図るため、トヨタ自動車東日本株式会社ものづくり研鑽部の協力を得て、各県企業の製造現場における原材料の受入れから生産・出荷に至るまで等の作業効率の向上に向けた改善活動を支援している。

本県においても、県内ものづくり関連企業の製造現場における作業効率の向上等に向けた改善活動を支援し、改善ノウハウ等について、県内企業への周知及び普及推進を図ることを目的とする。

(3) 活動内容及び活動期間

別紙「ものづくり相互研さん活動事業実施要領」のとおりとする。

2 募集要件

次の掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 県内に事業所を有する企業であること。
- (2) 自動車関連企業以外の企業であること。
- (3) 暴力団と関わりのある企業ではないこと。
- (4) 活動期間の途中で事業を中止しないこと。
- (5) 本事業に参加を申込み時点で倒産していないこと。

3 説明会

開催しない。

4 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書
 - イ 様式1「ものづくり相互研さん活動調書」
 - ウ 様式2「ものづくり相互研さん活動事業に関する誓約書」
 - エ 様式3「暴力団等の排除に関する誓約書」
 - オ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - カ 会社パンフレット
- ※ ア～カについては5部（正本1部、副本4部）提出。

(2) 提出期限等

期限：平成30年7月13日（金）17時（必着）

提出先：問合せ先に同じ

提出方法：持参、郵送

5 募集要項に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

期限：平成 30 年 7 月 2 日（月） 17 時

受付場所：問合せ先に同じ

質問方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール（様式任意）

(2) 質問の回答について

期日：平成 30 年 7 月 9 日（月）

6 ヒアリング

実施しない。

7 選定企業数

1 社

8 審査要領

(1) 審査方法

審査委員会が、提出された参加申込書等により、(2) に定める評価基準に基づき審査し、平均点で最も得点が高かった企業を本事業実施企業とする。

なお、配点は各項目 1～5 点とし、合計点を 30 点とする。ただし、1 項目でも最低点（1 点）があった場合は、その企業を選定できないものとする。

(2) 評価基準

	審査項目	配点
1 事業の理解	・実施要領の趣旨を理解した上で申込みを行っているか。	1~5
2 内容	・自社の現状及び課題を適切に把握できているか。	1~5
	・これまで業務改善等に積極的に取り組んでいるか。	1~5
	・本事業の中で取り組みたい内容（目標）は適切か。	1~5
	・他業種への波及効果が期待できるか。	1~5
3 業務を遂行する 上での体制	・事業実施に当たり社内体制が十分整っているか。	1~5
合 計		30

9 審査結果の通知

審査結果については、申込者に文書で通知する。

10 スケジュール

募集開始

平成 30 年 6 月 11 日（月）

質問の受付期限

平成 30 年 7 月 2 日（月）

質問の回答	平成 30 年 7 月 9 日 (月)
申込期限	平成 30 年 7 月 13 日 (金)
審査委員会	平成 30 年 7 月 18 日 (水) 頃 (予定)
審査結果通知	平成 30 年 7 月 20 日 (金) 頃 (予定)
トヨタ自動車東日本 (株) へ「お客様シート」(実施企業作成) 提出	平成 30 年 7 月末まで
3 者(選定企業、トヨタ自動車東日本株式会社、県)で覚書正式締結	平成 30 年 9 月頃 (予定)

11 問合せ先

〒950-8570

新潟市中央区新光町 4 番地 1

新潟県産業労働観光部産業振興課技術振興係 担当：稲月、遠藤

電話番号 025-280-5244

FAX 番号 025-280-5508

E-Mail ngt050030@pref.niigata.lg.jp

12 その他留意事項

- (1) 参加申込書等の作成に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 連結子会社との連名による応募は可とする。ただし、ものづくり現場の生産性向上を図る観点からの取組であることから、原則として、同一敷地内に所在する子会社等に限るものとする。
- (3) 県に提出された参加申込書等は、本事業における事業実施企業の選定以外の目的で使用しない。
- (4) 参加申込書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5) 提出された参加申込書等は返却しない。
- (6) 参加申込書等の提出後に申込みを辞退する場合は、様式 4 「ものづくり相互研さん活動事業参加申込辞退書」を提出すること。
- (7) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った参加申込みは、失格とする。
 - ア 本募集要項に適合しない書類を申請し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 期限後に申込書を提出した者
- (8) 新潟県次世代自動車産業振興協議会等に対し、実施前と実施後の比較を含めた活動報告及び周知を行う。

ものづくり相互研さん活動事業実施要領

1 事業内容

(1) 指導者の訪問及び助言

東北6県でトヨタ自動車東日本株式会社（本社：宮城県）が地域連携活動の一環として取り組んでいる「ものづくり相互研さん活動」に本県も参画し、トヨタ自動車東日本株式会社ものづくり研鑽部の実施企業への訪問等を通じ、製造現場における原材料の受入れから生産・出荷に至るまで等の作業効率の向上に向けた改善活動に関するアドバイス等を行う。

(2) 活動期間及び訪問頻度

ア 活動期間：6か月間（平成30年10月1日～平成31年3月29日）

※ ただし、実施企業は、平成30年10月1日以前であっても、トヨタ自動車東日本株式会社の現地視察や調整などに対応するものとする。

イ 訪問頻度：月2回程度（1回当たり6時間程度）、延べ12日間

(3) 活動内容の報告

新潟県次世代自動車産業振興協議会等に対し、実施前と実施後の比較を含めた活動報告及び周知を行う。

(4) 費用

ア トヨタ自動車東日本株式会社ものづくり研鑽部所属の担当者派遣に要する費用は、県が負担する。

イ 上記ア以外の研さん活動に要する費用は、全て事業実施企業が負担する。

(5) その他

ア 事業実施企業は、実施決定後、事業実施企業、トヨタ自動車東日本株式会社及び県の3者で覚書を締結すること。

イ 事業実施に当たっては全社での取組とすること。

ウ 目標、実施体制を明確にすること。

エ 社屋内に指導者の執務スペースを確保すること。

2 活動スケジュール

概ね以下のスケジュールにより、実施するものとする。

	1回目 (10月)	2回目 (11月)	3回目 (12月)	4回目 (1月)	5回目 (2月)	6回目 (3月)
現状調査 目標設定	現状調査 課題出し					
改善活動		キック オフ	改善活動実施（月2回程度）			社内 報告会

3 その他

(1) 秘密の保持

事業実施企業は、本事業により知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

事業実施企業は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び新潟県個人情報保護条例（平成 17 年新潟県条例第 2 号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(3) その他

ア 新潟県次世代自動車産業振興協議会等に対し、実施前と実施後の比較を含めた活動報告及び周知を行うこと。

イ 本事業の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに県担当者に連絡するとともに、事業実施企業の責任において解決を図ること。

ウ 事業実施に当たり、疑義等が生じた場合は、適宜県と協議すること。

平成 30 年 月 日

新潟県知事 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

ものづくり相互研さん活動事業参加申込書

標記の事業について、事業実施企業として参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

○添付書類

- ・様式 1 「ものづくり相互研さん活動調書」
- ・様式 2 「ものづくり相互研さん活動事業に関する誓約書」
- ・様式 3 「暴力団排除誓約書」
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・会社パンフレット

※ 上記添付書類を 5 部（正本 1 部、副本 4 部）提出すること。

連絡担当者

所属：

氏名：

電話：

F A X：

E-Mail：

ものづくり相互研さん活動調書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

企 業 名

代表者名

印

1. 会社概要

(1) 設立年月日：

(2) 資本金：

(3) 従業員数：

(4) 社員状況：現場 名、事務 名、派遣社員・パート人員 名

男： 名、女： 名、合計 名

平均年齢 男： 歳、女： 歳(おおよそで構いません)

(5) 売上高(直近の3か年)：平成 年度(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

平成 年度(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

平成 年度(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

(6) 事業内容：

2. 本事業を実施するに当たっての社内体制

3. 現状・課題(該当する項目を記入)

(1) 職場内の取組(従業員・管理監督者の意識形成・管理水準向上・多能工化など)

(2) 職場の整備状況 (5S : 整理・整頓・清掃・清潔・躰 見える化など)

(3) 作業改善 (作業手順・順序・ムダ作業の認識・排除など)

(4) 物流改善 (受入・供給方法・かんぱん方式など)

(5) 設備改善 (設備保全・段取替え時間短縮など)

(6) 品質改善 (不良品流出防止・工程検査・品質保証など)

(7) その他（経営や人材育成面などの課題）

--

4. これまでの自社内での業務改善活動等

--

5. 本事業で重点的に取り組みたい内容（目標）

--

【担当者名】

所属・役職	
氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

様式2

ものづくり相互研さん活動事業に関する誓約書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

法人等名

代表者職氏名

印

ものづくり相互研さん活動事業の参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。

記

本事業実施者の選定後は、実施要領に記載の期間で6か月間取り組むこととし、実施期間中に中止することはありません。

暴力団等の排除に関する誓約書

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住 所

法人等名

代表者職氏名

印

ものづくり相互研さん活動事業の参加申込みに当たり、下記のとおり誓約します。

記

自社又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、次のいずれにも該当することはありません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- 4 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- 5 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- 6 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- 7 3から6までに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

様式4

平成 年 月 日

新潟県知事 様

住所
商号又は名称
代表者名 印

ものづくり相互研さん活動事業参加申込辞退書

平成 年 月 日付けで参加を申し込んだ標記事業への参加申込みについて、下記の理由により参加の申込みを辞退します。

記

理由：